2　競争参加資格

次の⑴から⑿までに掲げる条件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年７月23日付け東北地方整備局長）に示すところにより東北地方整備局長（以下「局長」という。）から国道45号矢本石巻道路下部工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は次の⑴から⑿までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者、経常建設共同企業体（甲型）であること。

また、特定建設工事共同企業体にあっては、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　単体有資格者、経常建設共同企業体（甲型）、又は特定建設工事共同企業体の代表者にあっては、平成９年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、次の要件を全て満たす「コンクリート橋梁下部工工事」の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

①　場所打杭工においてリバースサーキュレーション工法で杭の最大杭長が35m以上の施工実績を有すること。

②　鋼管矢板基礎工で杭の最大杭長が35m以上の施工実績を有すること。

③　当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

なお、①、②は同一のコンクリート橋梁下部工工事での施工実績でなくてもよい。ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記③の要件を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

④　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、上記の要件を全て満たしていること。経常建設共同企業体（甲型）としての実績がない場合は、何れか１社が上記①から③までの要件を全て満たしていること。

特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、平成９年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了したコンクリート橋梁下部工工事で上記①かつ③または②かつ③の要件を満たす施工実績を有すること。

（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、コンクリート橋梁下部工工事で、次の⒜から⒞の要件を全て満たす施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上のものに限る。）なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記⑸③の要件を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

⒜　場所打杭工でリバースサーキュレーション工法の工事経験を有すること。

⒝　鋼管矢板基礎工の工事経験を有すること。

⒞　当該施工実績が適切なものであること。

なお、⒜、⒝は同一のコンクリート橋梁下部工工事での施工経験でなくてもよい。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　特定建設工事共同企業体にあっては、代表者の主任技術者又は監理技術者が上記①、②の要件を全てを満たしていることとし、代表者以外の構成員の主任技術者又は監理技術者にあっては、上記①の要件を満たしていること。また、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できることとし、構成員のうち何れか１社の主任技術者又は監理技術者が上記①及び②の要件を全て満たしていること。

なお、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。

⑺　申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は入札説明書参照。）。

⑽　入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから当該工事の入札説明書及び見積りに必要な図書等（図面、仕様書、現場説明書、参考資料等（変更分含む））をダウンロードしない者又は発注者の指定する方法（ＣＤ－Ｒ等による貸与等）での交付を受けない者は入札に参加することができない。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　当該工事の技術提案が適切で具体的に示されていること。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次の②の技術提案を受け付け、①及び②と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする（詳細は入札説明書参照。）。

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案　指定テーマ：橋梁下部工コンクリートの品質・耐久性確保及び基礎杭の出来形管理における施工上配慮すべき事項（課題、技術的所見、技術提案）

⑵　技術提案における最低限の要求要件（以下、要求要件という。）として、設計図書における諸法令を遵守するとともに、東北地方整備局制定共通仕様書（土木工事施工管理基準）を満たしており、その施工計画が具体的に示されていること。

第明治三十種郵便物認可　三十五年三月三十一日